

【販売行為等が付随する場合の注意点】

○福山市教育委員会の共催・後援の名義使用承認を受けた行事については、主催者において営利目的を有さないことが前提です。行事に関する収入は、漏れなく予算書・決算書に記載し、利益を収受する場合は共催・後援名義の使用承認をしません。

○行事主催者において収益がない場合であっても、当該行事において商品等の販売行為又はそれに準じた行為があるときは、当該行為が参加者の需要に応えるためのものであって、事業の性質上付随することがやむを得ないと認められるような行為（※）に限定すること。

（※） 例として、講演会を開催した場合において、講演に関連した著書を販売する場合など。

○販売行為等が付随することがやむを得ないと認められる場合であっても、当該行為に関してトラブルが発生しないよう十分に注意し、トラブルが予測されるときには当該行為を中止させるなど適切な対応を行うこと。過度な勧誘、宣伝などは厳に慎むこと。